

農業委員だより

一斉パトロールを実施

奥出雲町農業委員会は、9月に町内全域で①「地域の農地利用の確保」②「遊休農地の実態把握と発生防止解消」③「違反転用発生防止、早期発見」の3点について重点的に取り組むことを目的に、農地パトロールを実施した。

遊休化した原因のほとんどが後継者不足や労働力不足又災害やイノシシの被害による水路の崩壊等で作付けがされず、そのまま耕作放棄地になっている。

現場の遊休農地対策がさらに難しくなる中、来年7月には、農地利用最適化推進委員が選任されますが、目指すべき農地利用の最適化に向けて、今回の農地パトロールの実態把握は、より重要なものになりました。



▲農地パトロール中の委員



▲放牧牛の見廻りをする委員

放牧で遊休農地の解消 阿井・三沢地区

阿井地区では、畜産農家11名で「阿井青年和牛振興会」を結成し、集落内の空き牛舎と遊休農地に、牛を放牧して子牛増頭と農地保全の両立に取り組んでいます。

今年の2月に子牛市場に、同地域で生産された繁殖素牛を2頭導入し、5月から放牧を集落内の耕作放棄地に3か所、約1.5haに放牧しました。

牛舎の改修や放牧場の整備などは、阿井青年和牛振興会メンバーで協力して行い、電牧柵は町や県から借りていることから、初期費用はほとんどゼロで始めています。日々の飼養管理や電牧柵の点検などは、阿井青年和牛振興会メンバーが1日交代で行い、国の交付金を活用して飼料作物のオーチャードグラスを作付けするなど放牧地の管理を行っています。

また、三沢地区では3戸で2ヶ所の遊休農地を活用し、放牧を行っています。

質問コーナー

「非農地証明とは」

**質問** 固定資産台帳には農地として課税されているが、現地は林地化している。課税地目を山林とするにはどのような手続きが必要か。

**答** 昭和前半に非農地であった土地、自然災害を受けた農地で復旧が困難な土地、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄された土地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地である場合、農業委員が現地確認を行い農地として復旧するのが困難な場合、非農地証明を行ない地目変更登記をすることが出来ます。

お問い合わせ先：奥出雲町農業委員会事務局 ☎54-2514

知っていますか？

「障害者差別解消法」

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：平成28年4月施行)

障がいのある人を気づかないうちに差別していませんか？

障がいにはいろいろな種類があります。

[身体/知的/精神/発達/高次脳機能/難病]

障がいとは、心身の機能が十分に働かず、日常生活を送ることが困難な状態を言います。

また、病気や怪我等から生じる個人の問題だけでなく、障がいのある人が利用しづらい社会の仕組みから生じる困難も障がいとしてとらえます。

この法律で禁止している差別は、大きくわけて2種類です。

□不当な差別的取扱いをすること

役所や、会社、お店などの事業者が、正当な理由なく、サービスの拒否や制限をすること。  
ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

- 例) ①窓口で受付の対応を拒否する。
- ②保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- ③学校の受験や、入学を拒否する。

□合理的配慮を行わないこと

「合理的配慮」とは、障がいのある人が不平等・不利益を受けずに安心して暮らしていけるように、社会の仕組みを整える配慮を行うことを言います。例えば、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げ、分かりやすい説明）などで対応する事です。

- 例) ①障がいのある人から、「自分で記入することが難しいので代わりに書いて欲しい」と言われた時、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ②駅、ホーム、玄関入口など段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



困ったときは・・・

障がいのある人で、不当な差別的扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがありましたら、福祉事務所に相談してください。

奥出雲町三成358-1 Tel 0854-54-2541 有線 31-5375